

採用後、奨学金返済を支援します

気仙沼市病院事業 奨学金返還支援補助事業

気仙沼市では、市病院事業における医療人材の確保・定着促進施策の一環として、気仙沼市立病院又は気仙沼市立病院附属本吉医院に**薬剤師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士**として勤務する方が返還する奨学金の一部を予算の範囲内において補助します。

◆補助内容

薬剤師 : 最大 480万円 (60万円×8年間)

助産師 : 最大 120万円 (20万円×6年間)

看護師 : 最大 100万円 (20万円×5年間)

理学療法士 : 最大 100万円 (20万円×5年間)

作業療法士 : 最大 100万円 (20万円×5年間)

言語聴覚士 : 最大 100万円 (20万円×5年間)

○補助金額 申請年度内に返還した奨学金の額

※採用時期の都合により、申請年度における業務従事期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。

○補助期間 薬剤師：8年間 助産師：6年間 看護師：5年間

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：5年間

※補助金交付決定の時期が年度の中途の場合には、補助金交付決定通知において定める月からそれぞれ薬剤師96月間、助産師72月間、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士60月間となります。

○対象職種・人数 予算の範囲内で決定します。

◆補助対象者

次の要件の全てを満たす方

- ① 自分名義で借り受けた奨学金を利用して薬剤師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を取得し、かつ、当該奨学金を月賦、半年賦又は年賦により自ら返還している方又は補助金交付申請年度内に返還しようとする方
- ② 補助金交付申請日において、気仙沼市立病院又は気仙沼市立病院附属本吉医院の薬剤師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に従事している方（令和2年度以後ただし、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については令和4年度以後に実施した任期の定めのない職員の競

